

## 「港区自転車交通環境整備計画（素案）」に対するパブリックコメント等意見と回答

### 1 区民意見募集の実施概要

#### (1) 意見の募集期間と件数

募集期間	意見の通数	意見の件数
令和3年12月15日～令和4年1月17日	4通	14件

#### (2) 意見の提出方法

区ホームページ、郵便、ファクシミリ、直接持参

#### (3) 資料の閲覧場所

港区都市計画課（区役所6階）、区政資料室（区役所3階）、総合案内（区役所1階）、各総合支所、各港区立図書館（高輪図書館分室を除く）

### 2 意見・要望等の反映状況

1	意見の趣旨を踏まえ、素案を修正したもの	0件
2	意見の趣旨は、既に素案で記載しているもの	0件
3	意見の趣旨は、既存事業などで対応しているもの	3件
4	素案の内容に関する質疑など	0件
5	素案には関連しないが、意見として受けとめたもの	11件
合 計		14件

No	項目	区民意見（要旨）	区の考え方	反映状況
1	現状と課題の検証	<p>自転車事故が発生する最大の要因は、自転車の安定した走行路が確保されていない点であるため、違法駐停車の取り締まりや走行路の安全確保を重要施策とすべきです。</p>	<p>違法駐停車については、所轄警察署へ取り締まりの強化を要請するなど、連携して対応を図ってまいります。</p> <p>「ルール・マナー遵守の意識」のうち「施策2-1 成長段階に合わせた交通安全啓発の機会づくり」の中で、歩行者、自動車を含めて道路を使う全ての人に対して、啓発機会を充実するよう取り組んでまいります。</p> <p>区は、「港区自転車利用環境整備方針（平成25年3月）」に基づき、安全で快適な自転車走行空間の整備を推進してまいりました。今後も引き続き、安全快適な自転車走行空間の整備に努めてまいります。</p>	<p>3</p> <p>P26・P27・P38 関連</p>
2	現状と課題の検証	<p>新橋4丁目交差点～愛宕1丁目交差点まで自転車道が整備されたが、自転車道が交差点毎に途切れており、自転車道の狭間で歩行者の信号待ちと動線が重なり、自転車道として機能していない。</p> <p>自転車道を新規に整備する場合は、歩行者の信号待ちと自転車動線が重ならないように考慮することや、デンマークで導入した自転車速度を20km/hと想定した自転車の信号停止を最小化するように信号間隔を調整することを検討していただきたい。</p>	<p>当該道路は、都道405号環二通りに該当し、双方向の自転車道として整備されています。</p> <p>ご指摘の交差点部での歩行者、自転車動線の処理等につきましては、管理者である東京都に申し伝えます。</p>	<p>5</p> <p>P26・P27 関連</p>
3	「ルール・マナー遵守の意識」の具体施策	<p>子どもの自転車損害賠償保険加入促進事業について、子どものヘルメット購入と併せて加入促進をはかることには賛成です。</p> <p>しかし、評価指標として港区民交通傷害保険の加入者数を用いるとのことですが、港区民交</p>	<p>子どもの自転車損害賠償保険加入促進事業に伴う、自転車損害賠償保険の加入については、区民交通傷害保険や民間自転車損害賠償保険など、自転車利用者の状況に応じて適切な保険に加入いただくことを想定しています。評価指標としては、民間保険の加入状況等の把握が困難なため、区民交通傷</p>	<p>5</p> <p>P38・P39 関連、港区交通安</p>

		通傷害保険は2月から3月にかけてしか加入できないため、まず港区民交通傷害保険を通年で加入できるようにすることも検討していただきたい。	害保険の加入を参考としています。 令和4年6月1日からは、随時オンライン受付が可能となります。	全計画 P40 記載
4	「ルール・マナー遵守の意識」の具体施策	自転車シェアリング利用者のルール・マナーの改善について、マナー向上はとても重要だと考えますが、配達事業者に対する解決策が具体的に提示されていない。 ドコモ・バイクシェア社側に、配達事業者について働きかけることで、マナー改善について区から事業者にアプローチをする等の策を検討していただきたい。	(株)ドコモ・バイクシェアが提供するアプリを活用し、利用者にメールや利用開始時の画面表示で注意喚起など、自転車利用ルールに関する情報提供を行なっております。 また、警視庁は、複数の配達事業者に対し、自転車利用ルール等の指導を実施しています。 区は、第11次港区交通安全計画に基づき、広報みなど、ホームページ、交通安全教室等により、自転車利用者へのルール・マナーの改善について啓発してまいります。	3 P22～ P24・P38 関連
5	「ルール・マナー遵守の意識」の具体施策	縁石に黄色い破線のある箇所の自転車レーンに「自転車レーンは駐停車禁止です」等の横断幕により、レーンを開けた駐停車を促す(ドアオープン)のリスクがある場合には柵の設置を検討すること。	自転車走行空間の整備区間に路上駐停車の抑止に向けた要請の看板を掲出する等の対策を行ってまいりました。 引き続き、安全な走行空間の確保に努めてまいります。	3 P26・P27 P39 関連
6	「ルール・マナー遵守の意識」の具体施策	駐車スペース化する自転車レーンには近隣の駐車場案内板を設置すること。	自転車走行空間に駐車する車両に対する、周知・啓発手法のご意見として、うけたまわります。	5 P26・P27 P39 関連
7	「駐輪環境づくり」の具体施策	自転車を使うことのメリットを客観的な根拠とともに伝えるのと同様に、飲食、物販業者に対し、街路を歩行者専用にすると小売店と飲食店の売上げが向上する客観的な証拠を伝え(自転車来街者が駐輪後、歩行者に転じる事から)、自	「民間連携による自転車等駐車場の確保の推進」について、沿道店舗等の協力を促すための取組として、推進してまいります。	5

		<p>転車駐車場施策への協力(自店舗駐輪場設置や駐輪場利用者割引サービス)を仰ぐこと</p>		
8	「優先的に進める事業」について	<p>活用を支える「環境」づくりに向け具体的などの様な取組として、55 ページ(3) 優先的に進める事業A: 散走イベントを受けた【まちの自転車観光マップ(仮)】のモデル検討、B: 自転車通勤等にも使える【健康づくりサポートマップ(仮)】のモデル検討のエリアに以下の理由から、海岸通り・芝浦地区を加えるべきと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・芝浦中央公園、港南緑水公園、浜離宮など目的に合致したスポットが多い</li> <li>・旧海岸通りには既に自転車レーンが整備されている</li> <li>・タワーマンション住民の通勤目的のドコモバイク利用率が高い</li> </ul>	<p>自転車の利用状況等を勘案しながら、自転車観光、健康づくりに関するマップの具体化に取り組んでまいります。</p>	<p>5 P55 関連</p>
9	「自転車シェアリング環境づくり」の具体策	<p>区内のシェアサイクル事業であるドコモ・バイクシェアは、整備不良車が多く、安全上も問題があるように感じることから、区が関わる事業として展開するのであれば、安全管理を踏まえた車両の整備が必須であり、それができないのであれば、事業者の再選定等も検討して下さい。</p>	<p>自転車シェアリング事業については、(株)ドコモ・バイクシェアの管理運営のもと連携して取り組んでいます。安全管理等に関する当該意見を伝え、車両整備等の一層の充実や、老朽車両の更新等についても要請します。</p>	<p>5 P22～ P24・P42 関連</p>

10	計画の全体像	<p>港区自転車交通環境整備は2本の大きな柱、自転車活用の「意識」づくり、活用を支える「環境」づくりの元に計画されていますが、優先されるべきは後者と考えます。何故なら、活用を支える「環境」における適切な対応による走行安全性・快適性の向上という良質な経験の繰り返しこそが人の行動に変化を及ぼすからと考えるからです。</p>	<p>自転車走行空間の整備について、早期整備を推進する一方で、安全かつ快適に利用いただけるよう、関係機関と連携してまいります。</p>	<p>5</p> <p>P26～29 関連</p>
11	計画の全体像	<p>遵守意識の重要性に間違いはありませんが、少なくとも未整備状態で、整備に先行して意識改革に重点を置くのは避けるべきと考えます。何故なら、整備された環境での適切な対応による走行安全性・快適性の向上という良質な経験の繰り返しこそが人の行動に変化を及ぼすからで、未整備状態においては自己防衛である側面が否めず、利用者に負担を強い、自発的行動変化を生む可能性が低いと考えられます。また、仮にそれが達成されたとしたら、その未整備な環境でも是とする事に成りかねないからで、何を置いても自転車走行環境整備が優先されるべきです。</p> <p>意識の変化を具体的な行動という次のステージへ導くのは、その行動が実現可能な環境に他なりません。P36 方針1「積極活用の意識」の具体的施策 施策1-1の目指すことにある、自転車を使うことのメリットを客観的な根拠とともに伝えても実感としては絵に描いた餅になってしまいます。</p>	<p>区は、「港区自転車利用環境整備方針」に基づき自転車走行空間の整備を進めており、今後も未整備区間の整備を計画的に進めていく予定としています。</p> <p>また、自転車利用において、交通ルールや適切な活用手法等の周知・啓発を図り、安全利用等の意識を高めることも必要であると考えます。</p> <p>いただいたご意見は、自転車走行空間の早期整備の実現に向けた意見ととらえ、引き続き、整備を促進してまいります。</p>	<p>5</p> <p>P40・41 関連</p>

12	その他 (港区自転車利用環境整備方針に関する事項)	芝浦水再生センター周辺の自転車レーンに工事車両の駐車が見られるので、都に駐車場整備を促すこと。	工事車両等の駐停車のご意見については、当該施設を管轄する東京都に申し伝えます。	5
13	その他 (港区自転車利用環境整備方針に関する事項)	海岸通り、浜離宮周辺の自転車車道走行禁止の再検討または対応→週末の一定時間は車道走行可能にすること、歩道の拡張による歩道上での物理的分離(例: 江東区若洲海浜公園周辺)等を行うこと。	自転車通行止め標識の設置された区間については、道路、交通状況等を勘案し交通規制されているものと認識しています。 ご意見については、歩道内での物理的分離等の対策の実現性等も含めて、当該道路を管轄する東京都に申し伝えます。	5
14	その他	公募区民のA氏(個人名のため省略)が自転車活用推進研究会のA氏と同一人物であるなら、公募区民の趣旨、より広範に区民の声を集める、から外れると考えられ、氏の意見が計画に必要であれば学識経験者の枠に含め、公募区民は純粋に一般の区民とすべきが適切と考えられます。	正式な公募手続きにより参加された区在住の委員であり、趣旨に反するものではないと認識しています。	5